

## 商品概要説明書【エコ・オートローン】

平成 30 年 4 月 2 日現在

1. 商品名（愛称）	エコ・オートローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方、または営業区域内の事業所に勤務されている方</li> <li>■満 20 歳以上の方</li> <li>■安定継続した収入がある方（年金受給者を含む） ※派遣社員・パート等の方は安定継続した収入があると認められる場合に限り対象となります。</li> <li>■日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方</li> <li>■一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方</li> </ul>
3. お使いみち	<p>申込人または申込人の家族（配偶者、親、子、孫）が使用するエコカー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車等、自動車重量税・自動車取得税が減免される新車）にかかる次の資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）</li> <li>② パーツ・オプションの購入・取付費用</li> <li>③ 申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</li> </ul> <p>※②は①との併用に限り</p>
4. ご融資金額	■500 万円以内（1 万円単位）
5. ご融資期間	■3 ヶ月以上 10 年以内
6. ご融資利率	■年 4. 6 8 % 【固定金利】
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金据置期間は 6 ヶ月以内） ご融資額の 50%以内までボーナス増額返済も可能です。</li> <li>※産前産後休業または育児休業中の場合、上記 6 ヶ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長 2 年間まで可（分割適用可） なお、元金返済据置期間分の保証期間延長が可（保証期間は最長 12 年まで）</li> </ul>
8. 担保・保証人	■一般社団法人しんきん保証基金の保証によりますので保証人・担保は必要ありません。
9. 保証料	■保証料（年 0.78%）は融資利率に含まれます。

10. 必要な書類	<p>■運転免許証（運転免許証を徴求できない場合は個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証（注）など本人と確認できるもの）  （注）健康保険証を徴求する場合は、保証基準とは別に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において住民票抄本や公共料金の領収書の提示を受ける等の追加的な措置が定められています。</p> <p>※申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・外国人登録証明書</li> <li>・住民票抄本（在留資格の記載があるもの）</li> </ul> <p>■次のいずれかお使いみちを確認できる書類  見積書・注文書・請求書・借替の場合は残高の確認できる書類等</p> <p>■年収が確認できる書類（公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書控のいずれか）</p> <p>■普通預金通帳および届出印（普通預金通帳印）</p>
11. 支払方法	<p>■購入先等に振込  ※融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込しなくても可</p>
12. 手数料（税込み）	<p>■一部繰上返済手数料  借入日から1年未満：無料  借入日から1年以上：5,400円</p> <p>■全額繰上返済手数料  借入日から1年未満：無料  借入日から1年以上：5,400円</p> <p>■条件変更手数料（お客さまからの返済条件の変更のお申し出を受け、当金庫が認めた場合）  借入日から1年未満：無料  借入日から1年以上：5,400円</p>
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>■苦情処理措置  本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部お客様相談窓口（9時～17時、電話0120-454-585）までお申し出ください。また、当金庫のほか、全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話03-5524-5671）でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>■紛争解決措置  東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、お客様相談窓口または全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>
14. その他	<p>■審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>